

国立大学法人京都大学教員業績評価要項新旧対照表

改 正 前	改 正 後						
(前 略) (評価期間等) 第4条 前条第1号の昇給評価は、3年ごとに、前年度の末日を基準日として、基準日以前3年間を評価対象期間として <u>実施</u> し、評価結果を次期評価対象期間中の昇給に活用するものとする。ただし、基準日において、対象教員としての在職期間が1年未満の者の当該在職期間の昇給評価は、次期昇給期間の昇給評価と併せて実施するものとする。	(評価期間等) 第4条 前条第1号の昇給評価は、3年ごとに、前年度の末日を基準日として、基準日以前3年間を評価対象期間として <u>実施することを原則とし</u> 、評価結果を次期評価対象期間中の昇給に活用するものとする。ただし、基準日において、対象教員としての在職期間が1年未満の者の当該在職期間の昇給評価は、次期昇給期間の昇給評価と併せて実施するものとする。						
2 } (略) 3 (後 略)	2 } (同 左)						
	<p>附 則 (令和7年10月総長裁定)</p> <p>1 この要項は、令和7年10月16日から実施する。</p> <p>2 第4条第1項の規定にかかわらず、令和6年4月1日から令和8年12月31日まで及び令和9年4月1日から令和11年12月31日までの間に、教授に新たに採用された者又は昇任した者にあっては、採用又は昇任の日を基準日として、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる期間（本学の教授でない期間を含む）を評価対象期間とした特例の昇給評価を実施し、評価結果を基準日以降の昇給に活用するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基準日</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和6年4月1日～令和8年12月31日</td> <td>令和4年4月1日～令和6年3月31日</td> </tr> <tr> <td>令和9年4月1日～令和11年12月31日</td> <td>令和6年4月1日～令和9年3月31日</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 第4条第1項ただし書きの規定は、教授を対象に令和6年3月31日及び令和9年3月31日を基準日として実施する昇給評価には適用しない。</p>	基準日	期間	令和6年4月1日～令和8年12月31日	令和4年4月1日～令和6年3月31日	令和9年4月1日～令和11年12月31日	令和6年4月1日～令和9年3月31日
基準日	期間						
令和6年4月1日～令和8年12月31日	令和4年4月1日～令和6年3月31日						
令和9年4月1日～令和11年12月31日	令和6年4月1日～令和9年3月31日						